

令和5年第11回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和5年11月27日(月) 15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員

4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員

6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員

8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員

10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
次長 岡田 剛
書記 津田 卓也

付議事項	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号 その他	農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農業振興地域整備計画の変更について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 公共転用届について
------	---	--

開会	(15:00) 事務局長	<p>本日は11名の委員さんにご出席いただきました。定足数に達しておりますので、只今より令和5年第11回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、10番の萩野章委員と11番の尾関洋子委員の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>なお、番号23番・24番については、委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」ため、該当の委員には、案件の審議の際に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>番号13番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>申請地は、日進市役所から北に約200mに位置する農地で、登記地目、現況地目は田で面積は307㎡です。</p> <p>申請者は本郷町古郷にお住まいで、年齢は49歳です。</p> <p>申請地は、申請者の自宅から約70mと近接している農地です。</p> <p>農地所有者は高齢で今後の農地維持が困難であるため、申請者が自宅近くにおいて営農地を拡大するため申請するものです。</p> <p>営農状況ですが、申請者の母が現在、年間180日農作業に従事しており、農作業暦は30年です。また、世帯員の従事状況は、申請者及びその配偶者が20日程度ですが、母とともに農業を営んでおりますので、問題ないものと思われま</p> <p>す。所有する農地は適正に管理されております。</p> <p>農業用機械は、耕運機1台を所有しています。</p>
	議長	
	事務局 議長	
	事務局	

	<p>申請地では野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号14番と15番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>申請地は、香久山南交差点から南に約170mに位置する農地で、2筆とも登記地目、現況地目は畑で、面積は2筆合計で361㎡になります。</p> <p>申請者は、申請地に隣接する土地に居住しており、年齢は73歳です。</p> <p>申請者は、市道野方三ッ池公園線の道路計画により、住宅を移転する必要が生じております。また、住宅に隣接する営農地の一部も道路用地として買収されることになり、その代替地として農地を取得するための申請になります。</p> <p>申請者とその配偶者は、年間200日以上農作業に従事しており、主に畑を耕作しております。農作業歴は40年になります。</p> <p>農業用機械は、耕運機1台を所有し、申請地では野菜の栽培を予定しております。現在の経営面積は、360㎡と大きくはありませんが、下限面積の撤廃により取得することに問題はありません。また、耕作状態は良好であります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号16番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>申請地は、香久山南交差点から南に約170mに位置する農地で、登記地目、現況地目は畑で、面積は185㎡です。</p> <p>申請者は、申請地に隣接する土地にて居住しており、年齢は84歳と高齢ですが、健康状態は良好であると聞いています。</p> <p>申請地の所有者が今年夏に亡くなり、共に営んできた妻だけでは農地を維持していくことが困難となり、売却を考えていたところ、申請地に隣接する居住者が、営農に都合が良いため取得希望があったため、申請するものです。</p>
--	--

		<p>申請者は現在、年間110日農作業に従事しており、農作業歴は60年です。</p> <p>農業用機械は、耕運機1台と軽トラック1台を所有しています。</p> <p>申請地では野菜の栽培を予定しております。</p> <p>高齢ではありますが、居住地に隣接している状況からも農地を適正に管理でき得る者として適当であると思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号17番～22番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>法人が農地に参入する場合の基本的な要件は個人と同様です。農地の貸借は一般法人が可能であるのに対し、農地を取得するには、農地所有適格法人の要件を満たしていなければなりません。案件の説明に入る前に農地所有適格法人について簡単に説明します。</p> <p>農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し農業を行うことのできる法人をいいます。その要件とは、1 法人形態は、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社であること。2 事業内容は、主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であり、売上高の過半が農業であること。3 議決権は、農業関係者が総議決権の過半を占めること。4 役員要件は、役員の過半が農業に常時従事する構成員であること。役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること</p> <p>農地所有適格法人は以上の4つの要件を満たす場合に農地等の権利を取得することができます。今回の申請者は、その要件を満たした法人であることを確認しており、今回の申請を進めさせていただくものでございます。</p> <p>では、議案書にもどりまして、申請地の場所につきましては、6ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、岩藤南交差点から南に約130mに位置する7筆で、登記地目、現況地目は田で、面積は7筆合計で11,222㎡です。</p> <p>申請法人は平成26年に日進市岩藤町にて法人設立し、花</p>
--	--	---

		<p>苗・観葉植物の生産、販売、園芸用資材の販売を行っています。</p> <p>要件とする法人形態、主たる事業が農業であること、議決権は代表取締役会長が100%、役員要件は8名、1名以上の役員が年間従事日数200日以上常時従事と書面で確認し、農地所有適格法人要件を満たしています。</p> <p>申請者である法人は、本店は本市にありますが、農地は、主に豊田市にあり、その農地は貸借により温室や露地栽培などで利用されております。</p> <p>このたび、本社周辺での営農地の拡大のための農地取得の申請をするものです。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台を所有しています。必要に応じて農機具を整備していく予定です。</p> <p>申請地では露地栽培による花木栽培、温室を建て、花苗の栽培が予定されております。</p> <p>今回は農地を取得する申請であります。申請者が農地所有適格法人であり、取得することは問題ありません。また、事業所は申請地に隣接しており、農地を適正に利用する点においても問題はないものと思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号23番・24番の申請者による農地の貸借について説明します。</p> <p>場所につきましては、7ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、北新田橋交差点から北に約150mに位置する6筆で、登記地目、現況地目は田で、面積は6筆合計で3,137㎡です。</p> <p>申請者は、平成19年に法人設立した法人で、水稻を主として農業経営を行っています。</p> <p>申請地は、土地区画整理事業を実施する目的で平成31年に市街化区域に編入されるまでは、利用権設定により、同法人が農地の耕作を行ってきておりましたが、市街化区域編入に伴い、利用権設定による農地貸借が法律に適合しないため、所有者による農地管理となっておりました。しかし、区画整理事業が進展せず、農地として当分の間利用することが確実</p>
--	--	---

		<p>となったため、農地法3条の貸借による申請となったものです。</p> <p>法人は、役員2名と社員2名で構成され、農作業には多数のオペレーターを雇用し、年間150日以上農作業に従事しております。</p> <p>農業用機械は、大型農業機械のトラクター8台、コンバイン5台、田植機3台、その他必要な農機具を備えております。</p> <p>申請地は周辺の農地と同様の利用状況とし、水稻の栽培が予定されております。</p> <p>市街化区域ではありますが、農地法の手続きは可能であり、経験と実績からも農地貸借に支障はないものと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、先に番号13番から22番について何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
議長		<p>番号23番・24番だが、非常勤4名、社員3名が正しいです。</p>
委員		<p>承知しました。</p>
事務局 議長		<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長		<p>議案第1号、番号13番から22番までの案件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号のうち、番号13番から22番については、原案のとおり可決とします。</p>
議長		<p>引き続き番号23番と24番の審議に入ります。</p> <p>該当委員には一時退席をお願いします。</p> <p>(委員 退室)</p> <p>番号23番と24番について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号、番号23番と24番について賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号のうち、番号23番と24番については、原案のとおり可決とします。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p> <p>(委員 入室)</p> <p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第2号の3番の案件について説明します。</p> <p>場所につきましては、9ページの地図をご覧ください。</p> <p>4許-3の矢印の先にある黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、香久山南交差点から南に約175mの位置に所在し、登記地目は田・現況は畑で面積は108㎡です。</p> <p>なお、本案件は、次の第3号議案の25番と一体利用の計画となっております。</p> <p>申請者は、現在申請地の隣接地に居住していますが、現在の居住地が市道野方三ツ池公園線の道路予定地となり、自宅の取り壊しを余儀なくされたため代替地を確保するために申請に至ったものです。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の側溝へ放流するため周辺農地に対する影響もないと思われまます。</p> <p>一般基準の農地法第4条第6項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
--	--------------------------------	---

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>全員賛成ということで、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>25番の案件について説明します。場所につきましては9ページの地図をご覧ください。</p> <p>5許-25の矢印の先にある黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、香久山南交差点から南に約175mの位置に所在し、登記・現況は畑で面積は268㎡です。</p> <p>先ほど説明した議案第2号3番の許可申請の申請地と一体利用する計画です。</p> <p>申請理由については、先ほどの議案第2号3番と同じであります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の側溝へ放流するため周辺農地に対する影響もないと思われまます。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、26番の案件について説明します。場所につきましては10ページの地図をご覧ください。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、米野木北山グラウンドから東に約150mの位置に所在し、地目、現況ともに田で面積は268㎡です。</p> <p>申請者は現在浅田町平池の賃貸アパートに夫と二人で居住しております。</p> <p>子どもが生まれ、現在の居住地では手狭なため戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>申請者には所有地がなく、父に相談したところ実家の隣接地である申請地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転</p>
----------------------	---

		<p>用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、雨水は集水し、汚水は浄化槽で処理した後、申請地南側の水路へ放流するため周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>番号4番の資材置場及び駐車場として利用している農振除外案件について説明します。</p> <p>場所につきましては、11ページ下部の地図をご覧ください。</p> <p>申出地は、岩藤公民館から東に約390mの位置に所在し、地目は田、現況は雑種地で面積は1,669㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、平成12年に事業完了した「土地改良総合整備事業日進北部地区相野山工区」に該当します。</p> <p>申出者は、昭和55年に創業し、主に日進市・長久手市・東郷町で建設業を営んでいます。</p> <p>申請地については、平成5年頃に、諸官庁の許可を得ず、資材置場兼駐車場に転用し現在まで使用している状況であり、違反状態を是正するため、農地転用の前段階として農用地からの除外申出があったものです。</p> <p>申請地は、本社から道路を挟んで向かい側にあり、利便性が高く、30年近く使用しており、事業に欠かせないものとなっております。</p>
議長		
議長		
事務局		

		<p>申請地は、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはないと思われます。また、除外することで、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能については、今後も支障ない事業計画となっております。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。</p> <p>議案第4号についての説明は以上です。</p> <p>議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	議長	
	委員	資材置場として使っていたことが判明してどうしたか。
	事務局	是正するよう指導をしました。
	委員	それはいつしたのか。
	事務局	今年度、別の手続きの中で判明したのでは是正の指導をしました。
	委員	それまで判明しなかったのか。
	事務局	過去に指導されたかどうかは分からない。
	委員	違反にはならないのか。
	事務局	このままの状態では法律違反になる。手続きをして適法状態にできると判断している。
	委員	農地に復旧しなくていいのか。
	事務局	以前は、一度農地復元するよう指導したが、手続きをしてそのまま継続して利用出来るものであれば戻す必要はないという判断になった。
		勿論除外手続きが出来ないケースもあるので、農地復旧するよう指導するケースもある。
	委員	長く放置しすぎではないか。
	事務局	違反の認識がなかった。農地パトロールで発見し、発覚したものは復旧が基本である。
	委員	パトロールで見つからなかったということだが。農地だという認識はなかった。
	事務局	回りきれていない場所もある。パトロールの仕方を見直す。
	委員	なんでもかんでもよしとしてはいけないと思う。例外である。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたい

		<p>と思います。</p> <p>議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 13件</p> <p>専決2号 4条届出 3件</p> <p>専決3号 5条届出 10件</p> <p>専決4号 18条届出 4件</p>
議長		
事務局		
議長		<p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
委員		<p>専決第1号の48、58番だが、今後の土地利用について分かるか。</p>
事務局		<p>48番は利用権設定がされている。58番は知人が管理しているとのこと。</p>
委員		<p>農業委員会から利用権の名義変更してくださいと指導できないか。</p>
事務局		<p>農家台帳上相続人に更新されますので支障ないです。</p>
委員		<p>農協の書類は直らない。</p>
委員		<p>利用権設定の手続きは事務局か。相続を農協では把握できない。農協や愛知用水の名簿の更新が全然されていない。</p>
事務局		<p>利用権については更新時に名義が変わるので支障ない。</p>
委員		<p>市外の人が相続するケースを心配している。そのへんのところはどうか。農地が荒れてしまう。</p>
事務局		<p>届出の際に、意向を聞いている。</p>
議長		<p>他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
事務局		<p>続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>・公共転用届について 1件</p>
議長		<p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。</p> <p>事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いし</p>

	事務局 議長 (16:05)	ます。 ・来月の農業委員会 12月22日(金) 午後4時 本庁舎4階第1会議室 ・研修について それでは、これもちまして、令和5年第11回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました
--	------------------------------	---